

広島県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、平成二十八年二月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉和戸河内線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
廿日市市吉和字下山古川一五三番一地从先から廿日市市吉和字下山古川一五二五番一六地先まで			四・〇〇 五・八〇	一〇六・九〇	
			六・五〇 二・三〇	一〇六・九〇	拡幅